

運送約款の一部改定について

2022 年 3 月 15 日
東急電鉄株式会社

1. 改定規則
東急電鉄 IC カード乗車券取扱規則に関する特約
2. 改定日
2022 年 3 月 21 日（月）初電より
3. 改定内容
[2022 年 3 月 21 日からの東急電鉄 IC カード乗車券取扱規則に関する特約はこちらをご覧ください。](#)
[2022 年 3 月 20 日までの東急電鉄 IC カード乗車券取扱規則に関する特約はこちらをご覧ください。](#)
4. 新旧対照表
別紙をご覧ください。

以 上

【別紙】東急電鉄 IC カード乗車券取扱規則に関する特約の一部改訂について

現行	改訂
東急電鉄 IC カード乗車券取扱規則に関する特約 2020.3. 18 制定 2021.11. 1 現在 (モバイル IC 定期乗車券の区間変更) 第 12 条 モバイル IC 定期乗車券の区間変更を希望する場合は、株式会社パスモが定める所定の操作を会員自らがを行い、不要となった定期乗車券の払いもどし、および新たな定期乗車券の購入を同時に請求した場合に限り取扱う。 2 前項に関わらず、新たに購入を希望する定期乗車券が、発駅が当社の駅以外の駅へ変更となる場合、モバイル IC 定期乗車券を発売する事業者以外の区間のみである場合、または IC カード乗車券の取扱い区間外を含む場合等は、当社が別に定める方法により取り扱う。 3 PASMO 取扱規則に関する特約の定めるところにより、定期券情報のある PASMO カードの情報をモバイル PASMO 及び Apple Pay の PASMO に発行替えを行ったのちに当該モバイル IC 定期乗車券の区間変更をする場合、会員規約の定めによる会員登録を行ったうえで取扱う。 4 前各項による区間変更をしようとするときで、定期旅客運賃の決済に使用するクレジットカードの登録がなされていない場合は、当該クレジットカードの登録後に限り取扱うものとする。 5 前 1 項の取扱いは 5 時から 23 時 45 分までとする。なお、第 2 項による取扱いをする	東急電鉄 IC カード乗車券取扱規則に関する特約 2020.3. 18 制定 2022.3. 21 現在 (モバイル IC 定期乗車券の区間変更) 第 12 条 モバイル IC 定期乗車券の区間変更を希望する場合は、株式会社パスモが定める所定の操作を会員自らがを行い、不要となった定期乗車券の払いもどし、および新たな定期乗車券の購入を同時に請求した場合に限り取扱う。 2 前項に関わらず、新たに購入を希望する定期乗車券が、発駅が当社の駅以外の駅へ変更となる場合、モバイル IC 定期乗車券を発売する事業者以外の区間のみである場合、または IC カード乗車券の取扱い区間外を含む場合等は、当社が別に定める方法により取り扱う。 3 PASMO 取扱規則に関する特約の定めるところにより、定期券情報のある PASMO カードの情報をモバイル PASMO 及び Apple Pay の PASMO に発行替えを行ったのちに当該モバイル IC 定期乗車券の区間変更をする場合、会員規約の定めによる会員登録を行ったうえで取扱う。 4 前各項による区間変更をしようとするときで、定期旅客運賃の決済に使用するクレジットカードの登録がなされていない場合は、当該クレジットカードの登録後に限り取扱うものとする。 5 前 1 項の取扱いは 5 時から 23 時 45 分までとする。

場合は 9 時から 20 時までとする。

(中略)

(モバイル IC 定期乗車券の払いもどし)

第 20 条 モバイル IC 定期乗車券に付加された定期乗車券の機能が不要となった場合は、PASMO 取扱規則に関する特約に定めるモバイル PASMO アプリ、PASMO アプリケーション、会員メニューの操作、またはサポートセンターのいずれかによる所定の手続きにより払いもどしを行う。このときの払いもどし額は、旅客営業規則の定めるところによる。

2 前項による払いもどしは、購入時に使用したクレジットカードの銀行口座等に送金することにより返金するものとする。この場合、送金期日については、クレジットカード発行会社が指定した日とする。なお、クレジットカードを通じた送金により返金することができない場合は、旅客が指定した日本国内の金融機関の旅客名義の銀行口座等に返金を行うことがある。

3 前条による払いもどしを行う場合で、第 10 条により発売された有効な定期乗車券が付加されているときは、第 1 項に定める定期乗車券の払いもどしと同時に行うものとする。

4 第 11 条の 2 による方法で発行替えを行った Apple Pay の PASMO の払いもどしを行う場合は、会員規約の定めによる会員登録後、第 1 項により取扱う。ただし、当該払いもどしによる返金は、旅客が指定する旅客名義の日本国内の金融機関の銀行口座等に返金するものとする。

5 前各項により、モバイル PASMO アプリ、PASMO アプリケーション、会員メニューから、会員自らがモバイル IC 定期乗車券に付加された定期乗車券機能の払いも

(中略)

(モバイル IC 定期乗車券の払いもどし)

第 20 条 モバイル IC 定期乗車券に付加された定期乗車券の機能が不要となった場合は、PASMO 取扱規則に関する特約に定めるモバイル PASMO アプリ、PASMO アプリケーション、会員メニューの操作、またはサポートセンターのいずれかによる所定の手続きにより払いもどしを行う。このときの払いもどし額は、旅客営業規則の定めるところによる。

2 前項による払いもどしは、購入時に使用したクレジットカードの銀行口座等に送金することにより返金するものとする。この場合、送金期日については、クレジットカード発行会社が指定した日とする。なお、クレジットカードを通じた送金により返金することができない場合は、旅客が指定した日本国内の金融機関の旅客名義の銀行口座等に返金を行うことがある。

3 前条による払いもどしを行う場合で、第 10 条により発売された有効な定期乗車券が付加されているときは、第 1 項に定める定期乗車券の払いもどしと同時に行うものとする。

4 第 11 条の 2 による方法で発行替えを行った Apple Pay の PASMO の払いもどしを行う場合は、会員規約の定めによる会員登録後、第 1 項により取扱う。ただし、当該払いもどしによる返金は、旅客が指定する旅客名義の日本国内の金融機関の銀行口座等に返金するものとする。

5 前各項により、モバイル PASMO アプリ、PASMO アプリケーション、会員メニューから、会員自らがモバイル IC 定期乗車券に付加された定期乗車券機能の払いも

どし操作を行う場合、株式会社パスモのシステムにおいて当該処理が完了したときに、払いもどしが請求されたものとする。また、サポートセンターによる払いもどし手続きを請求する場合は、旅客に代わってサポートセンター係員が払いもどしのための操作を行い、株式会社パスモのシステムにおいて当該処理が完了したときに、払いもどしが請求されたものとする。ただし、旅客はサービス提供時間内にいずれかの払いもどし操作を行うものとする。 6 当社は、払いもどしを請求した旅客の会員情報（旅客が指定した日本国内の金融機関の旅客名義の銀行口座等に返金を行う場合にあっては、その口座情報）が、正しく登録されている場合に限り払いもどしを行う。 7 モバイル IC 乗車券により旅行を開始した場合、その旅行が終了するまで払いもどしを請求することはできない。 8 この払いもどしの取扱いは5時から23時45分までとする。ただし、サポートセンターによる払いもどしは9時から20時までとする。 (以下省略)	どし操作を行う場合、株式会社パスモのシステムにおいて当該処理が完了したときに、払いもどしが請求されたものとする。また、サポートセンターによる払いもどし手続きを請求する場合は、旅客に代わってサポートセンター係員が払いもどしのための操作を行い、株式会社パスモのシステムにおいて当該処理が完了したときに、払いもどしが請求されたものとする。ただし、旅客はサービス提供時間内にいずれかの払いもどし操作を行うものとする。 6 当社は、払いもどしを請求した旅客の会員情報（旅客が指定した日本国内の金融機関の旅客名義の銀行口座等に返金を行う場合にあっては、その口座情報）が、正しく登録されている場合に限り払いもどしを行う。 7 モバイル IC 乗車券により旅行を開始した場合、その旅行が終了するまで払いもどしを請求することはできない。 8 この払いもどしの取扱いは5時から23時45分までとする。ただし、サポートセンターによる払いもどしは9時から18時までとする。 (以下省略)
--	--